平成２７年（フ）第１６７７号
名古屋市守山区町南14―16　レオパレスハートランド201、住民票上の住所愛知県刈谷市恩田町１丁目156番地８　エステートＫＡＴＯⅡ403号
破産者　樋口　　潔
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６９８号
愛知県瀬戸市東茨町36番地の19
破産者　寺本　将康
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０９９号
大阪市中央区龍造寺町７番34―402号
破産者　竹中　桂子
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５７８号
大阪府四條畷市岡山東５丁目1250番地、事業所所在地大阪府高石市高師浜４丁目８番４号
破産者　カズアーキテクトこと　堂下　和彦
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４６号
兵庫県芦屋市春日町７番13―２号、前住所大阪府箕面市箕面４丁目１番２号
破産者　松村　民子
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５６０号
大阪市北区東天満２丁目１番９―902号
破産者　小原　　弘
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６８３号
大阪市淀川区三津屋南１丁目３番６号
破産者　マイ・ゴールこと　本城　雅崇
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９６０号
大阪市城東区今福東３丁目12番２―210号
破産者　前田千恵子
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３４号
大阪市東成区深江北１丁目５番18―102号
破産者　川島　研二
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５７４号
大阪府八尾市東山本新町８丁目１番25―105号、開始決定時の住所大阪府八尾市東山本新町８丁目８番３号
破産者　上羽坪　勝
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５８８号
大阪市福島区鷺洲３丁目７番34―1003号
破産者　田尻　　優
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２号
兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目600番地、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区上野田６丁目26番地ハッピーコート飾磨302
破産者　セキュリティガーデンケンシンこと　三森　顕真
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４７２号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府2472番地の４
破産者　柳野　秀夫
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６４３号
仙台市太白区向山４丁目29番３号
破産者　佐々木　優
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６６２号
仙台市青葉区北根１丁目３番１―511号
破産者　坂本　光広
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
茨城県つくば市二の宮４－８－３　つくば・二の宮団地第６号棟第507号室、住民票上の住所茨城県つくば市二の宮４丁目６番地３　ＬＭ筑波学園都市210号
破産者　渡邉　大樹
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１９０号
茨城県取手市椚木235番地49
破産者　大浦　昌樹
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５２号
茨城県龍ケ崎市佐貫町354番地の８
破産者　野口　幸雄
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
新潟県長岡市大島本町５丁目98番地39　ベル長岡201号室
破産者　福嶋　　充
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係